



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔府令・省令〕

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令  
(内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令  
(内閣府・厚生労働一三)

〔省 令〕

○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
(総務六六)

○外国為替に関する省令の一部を改正する省令 (財務四五)

○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令 (同四六)

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (厚生労働九九)

○特別児童扶養手当証書の様式を定める省令を廃止する省令 (同一〇〇)

〔告 示〕

○日高山脈襟裳国定公園の指定を解除する件 (環境四三)

○日高山脈襟裳十勝国立公園を指定する件 (同四四)

○日高山脈襟裳十勝国立公園の公園計画を決定する件 (同四五)

○日高山脈襟裳十勝国立公園の特別地域を指定する件 (同四六)

○日高山脈襟裳十勝国立公園の特別保護地区を指定する件 (同四七)

○日高山脈襟裳十勝国立公園の指定植物を指定する件 (同四八)

○日高山脈襟裳十勝国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件 (同四九)

〔公 告〕

諸 事 項

官庁  
製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人製品評価技術基盤機構産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係

地方公共団体

行旅死亡人、公示送達関係

会社その他

会社決算公告

府 令 ・ 省 令

○内閣府、総務省、法務省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、令第三号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。  
令和六年六月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄  
総務大臣 松本 剛明  
法務大臣 小泉 龍司  
財務大臣 鈴木 俊一  
厚生労働大臣 武見 敬三  
農林水産大臣 坂本 哲志  
経済産業大臣 齋藤 健  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令  
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（本人確認書類）</p> <p>第七条 前条第一項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。</p> <p>一 自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。）次に掲げる書類のいずれか</p> <p>〔イ・口 略〕</p>	<p>（本人確認書類）</p> <p>第七条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ・口 同上〕</p>

<p>八 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書</p> <p>〔二・ホ 略〕</p> <p>〔二・四 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>八 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書</p> <p>〔二・ホ 同上〕</p> <p>〔二・四 同上〕</p>
<p>附 則 この命令は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百十七号）の施行の日（令和六年七月一日）から施行する。</p> <p>○内閣府令第十三号 厚生労働省令第十三号</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百十七号）の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。</p> <p>令和六年六月二十五日 内閣総理大臣 岸田 文雄 厚生労働大臣 武見 敬三</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。</p>	<p>（受給者証の再交付の申請） 第二十三条 令第十六条の規定に基づき申請をしようとする支給決定障害者等は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う支給決定障害者等が、当該支給決定障害者等に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該支給決定障害者等の個人番号（当該申請に</p>
<p>（受給者証の再交付の申請） 第二十三条 令第十六条の規定に基づき申請をしようとする支給決定障害者等は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う支給決定障害者等が、当該支給決定障害者等に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該支給決定障害者等の個人番号（当該申請に</p>	<p>（受給者証の再交付の申請） 第二十三条 令第十六条の規定に基づき申請をしようとする支給決定障害者等は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う支給決定障害者等が、当該支給決定障害者等に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該支給決定障害者等の個人番号（当該申請に</p>

係る障害者等が障害児である場合の申請書については、当該障害児の個人番号を含む。）を記載することを要しない。

一（略）

二 氏名及び生年月日又は居住地（以下「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、次に掲げるものいづれかに該当するもの

イ・ロ（略）

八 被保険者証等（医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。以下同じ。）による被保険者証（健康保険法による日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）を含む。第三十八条第一項第一号を除き、以下同じ。）、組合員証及び加入者証（組合員証及び加入者証については、被扶養者証を含む。以下同じ。）並びに介護保険法による被保険者証をいう。以下同じ。）、児童扶養手当証書（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当証書をいう。以下同じ。）、又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて市町村長が適当と認めるものうち二以上の書類

係る障害者等が障害児である場合の申請書については、当該障害児の個人番号を含む。）を記載することを要しない。

一（略）

二 氏名及び生年月日又は居住地（以下「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、次に掲げるものいづれかに該当するもの

イ・ロ（略）

八 被保険者証等（医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。以下同じ。）による被保険者証（健康保険法による日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）を含む。第三十八条第一項第一号を除き、以下同じ。）、組合員証及び加入者証（組合員証及び加入者証については、被扶養者証を含む。以下同じ。）並びに介護保険法による被保険者証をいう。以下同じ。）、児童扶養手当証書（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当証書をいう。以下同じ。）、特別児童扶養手当証書（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）による特別児童扶養手当証書をいう。以下同じ。）、又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて市町村長が適当と認めるものうち二以上の書類